

千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針の
一部改正（案）の概要について

令和5年2月24日
千葉県農林水産部森林課

1 千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針について

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項に規定する林地開許可について、本県の林地開発行為の実績を考慮し、平成22年に「千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例」（平成22年条例第4号）を制定しました。これに合わせて、林地開発行為等の適正化を確保するための千葉県林地開発行為に関する行政指導指針（以下、「指導指針」という。）を制定しました。

2 指導指針の一部改正理由について

森林法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第313号）が令和4年9月22日に交付され、太陽光発電設備の設置を目的とした林地開発許可の対象規模に関する規定の見直しが行われました。これを踏まえ、太陽光発電施設の設置を目的とした林地開発許可について再度の手続きを要する開発規模の面積を見直すこととし、指導指針の一部改正を行います。

3 指導指針の一部改正（案）の概要について

①再度の手続きについて

現行	改正
林地開発行為の許可を受けた者であって、新たな林地開発区域の面積が1ヘクタールを超え、かつ、変更前の林地開発区域の面積の10分の2を超える林地開発行為をしようとするとき。	林地開発行為の許可を受けた者であって、新たな林地開発区域の面積が1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール）を超え、かつ、変更前の林地開発区域の面積の10分の2を超える林地開発行為をしようとするとき。

②その他の指導指針の改正

4 改正スケジュールについて（予定）

○パブリックコメント意見募集期間

令和5年2月24日（金）～令和5年3月27日（月）

○施行日

令和5年4月1日（土）